

栄村告示第 6 号

栄村木質チップ製造事業公募型プロポーザル実施要領をつぎのように定める。

平成 25 年 4 月 8 日

栄村長 島 田 茂 樹

栄村木質チップ製造事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、栄村木質チップ製造事業を実施するにあたり、本事業に対する意欲、履行能力及び技術的能力の優れた者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するため、その必要な手続き等について定めることを目的とする。

2. 業務範囲

- (1) 委託業務名
栄村木質チップ製造事業
- (2) 委託業務内容
別紙「栄村木質チップ製造事業委託仕様書」のとおり
- (3) 木材破砕機貸付期間
平成 25 年 5 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「提案者」という。)は以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 30 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 租税の滞納がない者であること。

4. スケジュール

以下のスケジュールにて選定を行うこととする。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 提案者の募集 | 平成 25 年 4 月 8 日(月) |
| (2) 提案者参加申込書受付締め切り | 平成 25 年 4 月 12 日(金) |
| (3) 木材破砕機デモ運転 | 平成 25 年 4 月 15 日(月) |
| (3) 質問の締め切り | 平成 25 年 4 月 18 日(水) |
| (4) 提案書締め切り | 平成 25 年 4 月 22 日(月) |
| (5) プレゼンテーション | 平成 25 年 4 月 24 日(水) |
| (6) 選定結果公表及び通知 | 平成 25 年 4 月 30 日(火) |

5. 提供資料

- (1) 栄村木質チップ製造事業仕様書
- (2) 参加申込書等 様式一式
- (3) 木材破砕機関連資料

6. 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 参加申込書（様式1）
- (2) 添付書類 参加資格要件確認書（様式2）
- (3) 申込期限 平成25年4月12日（金）午後5時必着
- (4) 提出先 〒389-2792 長野県下水内郡栄村北信 3433
栄村役場総務課企画財政係
TEL 0269-87-3111 内線 131
FAX 0269-87-3083
E-mail kikaku_zaisei@vill.sakae.nagano.jp
担当者 山岸英幸
- (5) 問 合 せ 参加申込手続きに関する問い合わせは、上記提出先へ問い合わせること。

7. 参加資格要件の審査

参加申込のあった者の参加資格要件について審査を行う。審査により参加資格を有すると認められた者は、提案書の提出及びプレゼンテーションへ参加することができる。審査の結果は各申込者へ通知する。

8. 提案書の提出

- (1) 提出書類 提案書（様式3）
- (2) 提出期限 平成25年4月22日（月） 午後5時必着
- (3) 提出先 〒389-2792 長野県下水内郡栄村北信 3433
栄村役場総務課企画財政係
TEL 0269-87-3111 内線 131
FAX 0269-87-3083
E-mail kikaku_zaisei@vill.sakae.nagano.jp
担当者 山岸英幸

9. 質問について

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式4）により E-mail で行うこと。電話等は一切受け付けない。回答も同様とする。

- (1) 質問期限 平成25年4月18日（水）正午まで
- (2) 回答期限 平成25年4月20日（金）午後5時まで
- (3) そ の 他 期限後の質問については、原則として回答しない。質問内容及び回答は、すべての参加事業者へ公表する。

10. プレゼンテーション

下記のとおりプレゼンテーションを実施する。

- (1) 期 日 平成 25 年 4 月 24 日 (水)
- (2) 場 所 栄村役場
- (3) 時間配分 説明時間 4 5 分 + 質疑 1 5 分
- (4) 内 容 事前に提出された提案書を用いてプレゼンテーションを行う。
- (5) 評価基準 別表 1 のとおり
- (6) プレゼンテーションの手法 特段定めない

11. 契約の締結

村長は、プロポーザルにより選定された事業者が提出した提案書を尊重するものとする。

村長は、選定された事業者と地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項並びに地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項、栄村財務規則第 119 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約を行う。

12. その他

- (1) プロポーザル参加申込書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出すること。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) プロポーザル方式の選考とし、提案者から提出される提案書等の内容を審査したうえ、最も優れた事業者を選定する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 8 日から施行する。

栄村木質チップ製造事業公募型プロポーザル評価基準及び配点表

提案者 :

評価項目	審査項目・基準等	配点
全体	本事業に対する基本的な考え方について	10点
経営状況	経営状況について	10点
木質チップ製造計画	木質チップ製造計画について ① 製造場所の選定について ② 原材料確保について ③ 製造量について ④ 取引について ⑤ 事業の展開について	20点
木質チップ製造事業 経済性検討計画	① 2年後の検討内容について ② 5年後の検討内容について	20点
木質チップ製造計画 に基づく雇用計画	雇用計画について	25点
木質チップ製造事業 方針	事業方針について	15点
採点	／100	